

## 「活動拠点情報発信事業」に係る ウェブサイト等構築業務に関する仕様書

### 1 委託業務名

「活動拠点情報発信事業」に係るウェブサイト等構築業務

### 2 業務の目的

本業務は、ハッカソン等による事業で集積した発想を京都での起業・事業化に繋げるため、多くの外国人起業家等を惹きつける豊かな自然と歴史・文化、職住近接環境など京都の強みを活かし、コワーキングをはじめ京町家、古民家、寺院等の京都らしい資産をスタートアップ向けサテライトとして有効活用してもらえよう、海外など遠隔地からでも内覧できる3Dビジョン等の情報を備えた外国語対応による施設紹介ウェブページを開設する。

### 3 委託期間

委託契約締結の日～令和3年3月24日（水）

### 4 納品物

ウェブサイト

電子媒体（ウェブサイト一式） 1部

注）電子媒体は、CDもしくはDVDとする。

### 5 納品場所

公益財団法人 京都産業21（京都市下京区函谷鉾町78番地 経済センター4階）

### 6 委託業務の内容

#### （1）ウェブサイト構築業務

##### ①サイト要件

- ・上記の目的を達成するためのシステムであること。
- ・日本語・英語対応であること。
- ・独自ドメインを取得すること。
- ・スマートフォン表示対応すること。
- ・パソコン（Microsoft Edge、Chrome、Firefox 及び safari に対応すること）とスマートフォン（Andoroid（ver 5.4.4 以上）及び iOS（ver10 以上）に対応すること）、それぞれの表示に対応したウェブサイトを作成すること。
- ・耐障害性を考慮してサーバ機器およびネットワーク機器は、冗長化構成を採用し、一部機器に障害や異常が発生しても、サービス提供時間内は継続したシステム利用が可能であること。また、複数台の WWW サーバにより耐障害性とスケーラビリティを確保していること。
- ・サーバ管理、ネットワーク機器のバージョンの維持管理、最新セキュリティパッチ等を適用していること。

- ・データの更新頻度に応じて、定期的に全データをバックアップすること。
- ・万が一障害が発生した場合、障害発生時直前までのデータ復旧が可能なこと。
- ・各種ログは、電子メディアで記録、保管することとし、不正アクセス等が発生した際に参照できるようにしておくこと。

## ②主な製作ページと主要機能要件

- ・トップページ：以下の内容を掲載し、利用者にとって使いやすい内容とすること。  
メインビジュアル、ピックアップコーナー、新着情報の掲載、主要ページへの誘導等
- ・当サイトについて  
サイトの趣旨やサイトで出来ること等がわかるページとすること。
- ・コワーキングスペース等一覧・詳細ページ
  - ・登録したコワーキングスペース等が一覧表示・検索できること。
  - ・検索では、キーワード検索、カテゴリー検索ができること。
  - ・マップから探す機能を設けること。
- ・特集ページ
  - ・特集ページのピックアップコーナーなどは、コワーキングスペース等入居者やワーケーションを行っている事業者等への取材を行い、トピック的な記事を複数アップすること。
  - ・専門的な知識がなくても更新できるようにすること。
- ・お知らせ・コラムページ  
専門的な知識がなくても更新できるようにすること。
- ・お問い合わせページ
- ・個人情報保護方針ページ、利用規約ページ  
サイト運営に必要な内容を作成し、掲載すること。
- ・サイト更新者向け機能  
下記の権限を持つユーザー機能を持つこと
  - 1 サイト管理者権限
  - 2 コワーキングスペース等の情報を更新できる権限

## 7 素材・著作権について

本 WEB サイトを作成するための素材については、原則として受託者が調達するものとし、必要に応じて発注者が提供する。なお、コワーキングスペースの詳細ページについては発注者が提供する。

受託者が調達した素材の著作権については、受託者の責任において使用許諾処理を行うこと。

また、本事業で作成されたドキュメント、データに関する著作権については原則委託者に帰属するものとする。

#### 8 個人情報の保護

本委託業務を通じて取得した個人情報については、京都府個人情報保護条例に基づき、適正に管理し、取り扱うこと。

#### 9 再委託の禁止

受託者は、発注者の承認を受けずに、再委託をしてはならないこととする。  
ただし、協議のうえ発注者が必要と認めた場合は再委託を行うことができる。

#### 10 調査等

発注者は、必要があると認めるときは、受託者に対して本業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができることとする。この場合において、受託者は、これに従わなければならないこととする。

#### 11 完了報告及び検査

受託者は、本業務を完了したときは、遅滞なく完了報告書を発注者に提出し、検査を受けるものとする。

#### 12 その他

本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受託者とが協議して定めるものとする。